

ストーカー行為等の規制等に関する法律等の解釈及び運用上の留意事項について  
(概要)

(令和8年1月20日 鹿人少第11号)

本通達は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の解釈及び運用上の留意事項について定めたものである。

本通達の主な内容は

- 法の目的
- 規制の対象
- 警告の要件、方式
- 禁止命令等の内容、方式
- 警察本部長等の援助内容

等である。